

平成二十年一月二十九日受領
答 弁 第 七 号

内閣衆質一六九第七号

平成二十年一月二十九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの管理方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの管理方法に関する質問に対する答弁書

一及び三について

外務省としては、その保管するワインについて、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等の関連法令上必要とされる事項を記載又は記録したワインの物品管理簿等を適正に作成することにより、適切に管理・使用している。このことが公務の目的以外での使用はないとしている根拠である。

二について

物品管理簿等の記載事項は、先の答弁書（平成十八年十二月五日一六五第一八二号）三について述べたとおりである。

四について

適正に書面で作成された物品管理簿を改めて電子化する必要があるとは考えていないことは先の答弁書（平成二十年一月十八日内閣衆質一六八第三九五号）二及び三について述べたとおりである。

五について

外務省においてワインを適切に管理してきていることから、公務の目的以外での使用はないと承知して

いることは先の答弁書（平成二十年一月十八日内閣衆質一六八第三九五号）四について述べたとおりである。